

「役員選考規程」並びに「役員選挙規程」の一部改正について

現行規程	改正案	備 考
役員選考規程 理事会は、定款第 76 条の規定に基づき、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「本会」という。）の役員選考規程を次のように定める。 第 1 章 総 則 （目 的） 第 1 条 この規程は、下記の各号に係る役員に相応しい者の選考に際して必要な事項を定める。 （1） 本会定款第 29 条第 1 項の規定に基づき、理事の選任について、総会に付議する者の選考 （2） 本会定款第 29 条第 2 項の規定に基づき、専務理事、常務理事の選任について、理事会に付議する者の選考 （3） 本会定款第 37 条第 2 項及び第 38 条第 2 項の規定に基づき、顧問及び相談役の選任について、理事会に付議する者の推薦 （4） 役員改選時に併せて実施する本会定款第 52 条第 3 項の委員の選任について、理事会に付議する者の推薦 （役員になる資格を有する者） 第 2 条 本会理事となる資格を有する者は、本会の正会員及び特別会員で定款の規定に基づき会員権を停止されていない者をいう。ただし、会員以外の弁護士、公認会計士又は学識経験者（以下、「外部専門家」という。）を本会の理事にすることについて、総会の承認を得られた場合にはその限りではない。 第 2 章 役員選考委員会 （役員選考委員会） 第 3 条 本会に、役員選考委員会（以下、「委員会」という。）を置く。 2 この委員会については、「常設委員会規程」及び「特別委員会規程」はこれらを適用しない。 （委員会の職務） 第 4 条 委員会の職務は下記のとおりとする。 （1） 第 1 条各号に定める者の選考 （2） 委員会で選考した者の総会又は理事会への推薦又は報告 （委員会の構成） 第 5 条 委員会は、「役員選挙規程」に基づく直近の会長選挙当選者 1 名及び副会長選挙当選者 3 名をもって構成する。 2 委員は、前項の者が役員選挙に当選した後、会長が委嘱する。ただし、委員の就任は、理事会の同意を要する。 3 委員会に委員長 1 名をおき、会長選挙当選者をもって充てる。 4 委員会は、委員の互選により副委員長 1 名を定める。 5 委員会は、「役員選挙規程」に基づく直近の常務理事選挙当選者の中から委員長が指名		

現行規程	改正案	備 考
する者、専務理事及び事務局長に対し、必要に応じて委員会への出席を求め、その意見を徴することができる。 (委員長及び副委員長の職務) 第 6 条 委員長は、委員会を招集してその議長となり、委員会を代表する 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはこれを代理する。 (役員選考委員会の設置期間及び委員任期) 第 7 条 委員会は、役員改選期において「役員選挙規程」に基づく役員選挙終了の後、理事会での設置承認を経て、速やかに委員会を組織し、役員改選期の通常総会及び役員改選直後に開催される理事会への推薦等の手続きの完了をもって終了するものとする。 2 委員の任期は、前項における委員会の設置期間とする。 (委員に対する制約) 第 8 条 委員は、委員就任後、前条の手続きを完了するまでの間は、委員を辞任することができない。 (定足数及び議事) 第 9 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところによる。 第 3 章 役員選考の手続き (代表理事となる副会長の選考) 第 10 条 委員会は、合議により「役員選挙規程」に基づき選出される副会長 3 名の中から副会長（代表理事）に相応しい者 1 名を定める。 2 委員長は、前項の者を本会の副会長（代表理事）に相応しい者として理事会に推薦する。 3 副会長（代表理事）の選考等に関し必要な事項は、理事会の議を経て、委員会で定める。 (業務執行理事となる副会長の選考) 第 11 条 委員会は、「役員選挙規程」に基づき選出される副会長のほか、同規程に基づき選出される常務理事の中から副会長（業務執行理事）に相応しい者 2 名を定めることができる。 2 委員長は、前項の者を本会の副会長（業務執行理事）に相応しい者として理事会に推薦する。 3 副会長（業務執行理事）の選考等に関し必要な事項は、理事会の議を経て、委員会で定める。 (専務理事の選考) 第 12 条 委員会は、合議により専務理事に相応しい者 1 名を定める。 2 委員長は、前項の者を本会の理事に相応しい者として総会に推薦する。 3 委員長は、前々項の者が総会の承認を得て正式に理事となった後、当該理事を専務理事に相応しい者として理事会に推薦する。 4 専務理事の選考等に関し必要な事項は、理事会の議を経て、委員会で定める。 (常設委員会規程に定めのある委員会の委員長の選考) 第 13 条 委員会は、合議により、「常設委員会規程」において常設されている委員会の委員長に相応しい者を定める。 2 前項の者は、原則として、「役員選挙規程」に基づき選出される者又は都道府県不動産鑑定士協会（以下、「士協会」という。）の会長の中から選出するものとする。なお、業		

現行規程	改正案	備 考
務活動の関係で前段以外の者から選出する必要がある場合には、「常設委員会規程」で常設されている委員会総数の過半数を占めない範囲で本会の正会員及び特別会員の中から委員長に相応しい者を選考することができる。 3 委員長は、前項後段の規定に基づき選考された者を新たに理事に相応しい者として総会に推薦する。 4 委員長は、前々項後段の規定に基づき選考された者が総会の承認を得て正式に理事となった後、当該理事を常務理事に相応しい者として理事会に推薦する。 5 「常設委員会規程」に基づく委員会委員長の選考に関し必要な事項は、理事会の議を経て、委員会で定める。 (外部専門家からの理事の選考) 第 14 条 委員会は、合議により外部専門家の中から理事を定めることができる。 2 委員長は、前項の規定に基づき選考された者を新たに理事に相応しい者として総会に推薦する。 3 外部専門家からの理事の選考に関し必要な事項は、理事会の議を経て、委員会で定める。 (都道府県不動産鑑定士協会長) 第 15 条 委員長は、役員改選の年に各都道府県不動産鑑定士協会で選出される士協会会長を本会の理事に相応しい者として総会に推薦する。 2 各士協会は、委員会に対して士協会会長の選出経過及びその結果を 5 月末日までに文書にて報告しなければならない。 第 4 章 顧問・相談役並びに常設委員会委員（役員改選時）の推薦手続き（顧問・相談役の推薦） 第 16 条 委員会は、合議により「顧問及び相談役等委嘱規程」に基づき、顧問及び相談役に相応しい者を定める。 2 委員長は、前項の者を本会の顧問及び相談役に相応しい者として理事会に推薦する。（常設委員会委員の推薦等） 第 17 条 委員長は、「常設委員会規程」第 2 条第 7 項に基づき、地域不動産鑑定士協会連合会から各 1 名委員候補者として推薦のあった者を本会の常設委員会の委員に相応しい者として理事会に付議する。 2 委員長は、「常設委員会規程」第 2 条第 7 項に基づき、委員長が委員会の運営上必要として推薦のあった者（4 名以内）を本会の常設委員会の委員に相応しい者として理事会に付議する。	(有識者からの理事の選考) 第 14 条 委員会は、合議により次の各号にいずれかに該当する有識者の中から理事を若干名定めることができる。 (1) <u>非会員の外部専門家又は学識経験者</u> (2) <u>役員経験が豊富な者でその知識及び経験が本会の業務運営上特に必要であると認められる者</u> 2 委員長は、前項の規定に基づき選考された者を新たに理事に相応しい者として総会に推薦する。 3 <u>有識者</u>からの理事の選考に関し必要な事項は、理事会の議を経て、委員会で定める。 (都道府県不動産鑑定士協会長) 第 15 条 委員長は、役員改選の年に各都道府県不動産鑑定士協会で選出される士協会会長を本会の理事に相応しい者として総会に推薦する。<u>但し、士協会会長が役員選挙規程に基づき、正副会長或いは常務理事に相応しい者として選出された場合には、その限りではない。</u> <u>2 委員長は、前項の者のうち、東京都不動産鑑定士協会会長が総会の承認を得て正式に理事となった後、当該理事を常務理事に相応しい者として理事会に推薦する。ただし、同士協会会長が、定款第 32 条第 2 項に該当する場合はこの限りではない。</u> <u>3 各士協会は、委員会に対して士協会会長の選出経過及びその結果を 5 月末日までに文書にて報告しなければならない。</u>	・従前の規定にあった非会員の外部専門家又は学識経験者に加えて、本会会員であっても役員経験が豊富でその知識及び経験が本会の業務運営上特に必要であると認められる者は、その知見を本会運営に活用するべく理事として迎えることを規定化。（特別委員会規程に基づく委員長等を想定。） ※現行の特別委員会規程では、理事は特別委員会の委員長に就任できる。 東京士協会会長を常務理事に推薦する規定。ただし、連続 3 選している場合は理事のままとなることも併せて規定。 また、関連事項として、役員選挙規程第 6 条第 3 の常務理事選挙の東京選挙区の定数を 5 から 4 に修正。

現行規程	改正案	備 考
第 5 章 補 則 (補 則) 第 18 条 委員会の運営に関しこの規程に定めのない事項については、委員会においてこれを定める。 附 則 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。 2 この規程の施行後、最初に副会長（業務執行理事）として選出する者は、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会定款の附則 4 に記載されている小川隆文、熊倉隆治、玉那覇兼雄のほか、役員選挙規程附則 2 に記載されている 13 名のうちの新藤延昭、伊藤正弘とし、当該役職就任後の任期を平成 25 年 6 月の通常総会までとする。ただし、新藤・伊藤両氏の当該役職就任に際しては、公益法人設立登記後の最初の総会において理事に選任されること並びに当該総会後に開催される理事会において当該役職に選任されることを要する。 3 この規程の施行後、最初に専務理事として選出する者は、松浦隆康とし、当該役職就任後の任期は平成 25 年 6 月の通常総会までとする。ただし、当該役職就任に際しては、公益法人設立登記後の最初の総会において理事に選任されること並びに当該総会後に開催される理事会において当該役職に選任されることを要する。 4 この規程の施行後、最初に「委員会規程」において常設されている委員会の委員長となる常務理事として選出する者は、小泉寛（企画委員長）、磯尾隆光（情報安全活用委員長）、北條誠一郎（広報委員長）、松永明（法務鑑定委員長）、北川雅章（証券化等鑑定評価特別委員長）とし、当該役職就任後の任期は平成 25 年 6 月の通常総会までとする。ただし、当該役職就任に際しては、公益法人設立登記後の最初の総会において理事に選任されること並びに当該総会後に開催される理事会において当該役職に選任されることを要する。 5 この規程の施行後、最初に本会の理事として相応しい者として総会に推薦する士協会の会長は、平成 24 年 6 月 1 日時点で当該会長の職にあるものとし、公益法人設立登記後の最初に行われる総会の議を経て、理事に就任するものとする。なお、任期は、平成 25 年 6 月の通常総会までとする。 附 則（平成 25 年 5 月 21 日 一部改正） この改正は、平成 25 年 5 月 21 日からこれを適用する。	附 則（平成 年 月 日 一部改正） この改正は、平成 年 月 日からこれを適用する。	

現行規程	改正案	備 考																																																												
役員選挙規程 理事会は、定款第 76 条の規定に基づき公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会（以下、「本会」という。）の役員選挙規程を次のように定める。 第 3 章 選挙区 (選挙区及び役員候補者の定数) 第 6 条 会長に相応しい者（以下、「会長」という。）を選出する選挙区は、全都道府県区域とする。 2 選挙により選出する副会長に相応しい者（以下、「副会長」という。）の定数は 3 名とし、その選挙区及び定数は次表のとおりとする。 <table><tr><th>選挙区名称</th><th>選挙区域</th><th>定数</th></tr><tr><td>東 日 本 区</td><td>北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・山梨県・長野県・新潟県・富山県・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県</td><td>1</td></tr><tr><td>西 日 本 区</td><td>滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県</td><td>1</td></tr><tr><td>東 京 区</td><td>東京都</td><td>1</td></tr></table> 3 選挙により選出する常務理事に相応しい者（以下、「常務理事」という。）の選挙区及び定数は、次表のとおりとする。 <table><tr><th>選挙区名称</th><th>選挙区域</th><th>定数</th></tr><tr><td>北 海 道 区</td><td>北海道</td><td>1</td></tr><tr><td>東 北 区</td><td>青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県</td><td>1</td></tr><tr><td>関東甲信区</td><td>茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・山梨県・長野県</td><td>2</td></tr><tr><td>東 京 区</td><td>東京都</td><td>5</td></tr><tr><td>北 陸 区</td><td>新潟県・富山県・石川県・福井県</td><td>1</td></tr><tr><td>中 部 区</td><td>岐阜県・静岡県・愛知県・三重県</td><td>1</td></tr><tr><td>近 畿 区</td><td>滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県</td><td>2</td></tr></table>	選挙区名称	選挙区域	定数	東 日 本 区	北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・山梨県・長野県・新潟県・富山県・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県	1	西 日 本 区	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県	1	東 京 区	東京都	1	選挙区名称	選挙区域	定数	北 海 道 区	北海道	1	東 北 区	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	1	関東甲信区	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・山梨県・長野県	2	東 京 区	東京都	5	北 陸 区	新潟県・富山県・石川県・福井県	1	中 部 区	岐阜県・静岡県・愛知県・三重県	1	近 畿 区	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	2	3 選挙により選出する常務理事に相応しい者（以下、「常務理事」という。）の選挙区及び定数は、次表のとおりとする。 <table><tr><th>選挙区名称</th><th>選挙区域</th><th>定数</th></tr><tr><td>北 海 道 区</td><td>北海道</td><td>1</td></tr><tr><td>東 北 区</td><td>青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県</td><td>1</td></tr><tr><td>関東甲信区</td><td>茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・山梨県・長野県</td><td>2</td></tr><tr><td>東 京 区</td><td>東京都</td><td>4</td></tr><tr><td>北 陸 区</td><td>新潟県・富山県・石川県・福井県</td><td>1</td></tr><tr><td>中 部 区</td><td>岐阜県・静岡県・愛知県・三重県</td><td>1</td></tr><tr><td>近 畿 区</td><td>滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県</td><td>2</td></tr></table>	選挙区名称	選挙区域	定数	北 海 道 区	北海道	1	東 北 区	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	1	関東甲信区	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・山梨県・長野県	2	東 京 区	東京都	4	北 陸 区	新潟県・富山県・石川県・福井県	1	中 部 区	岐阜県・静岡県・愛知県・三重県	1	近 畿 区	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	2	※第 6 条第 3 項の常務理事の選挙区定数の変更のみの改正。 ※役員選考規程の一部改正に伴い、東京都不動産鑑定士協会会長を本会の常務理事とすることとなったことから、常務理事選挙の選挙区定数を 1 名減として 4 名とする改正を行う。
選挙区名称	選挙区域	定数																																																												
東 日 本 区	北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・山梨県・長野県・新潟県・富山県・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県	1																																																												
西 日 本 区	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県	1																																																												
東 京 区	東京都	1																																																												
選挙区名称	選挙区域	定数																																																												
北 海 道 区	北海道	1																																																												
東 北 区	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	1																																																												
関東甲信区	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・山梨県・長野県	2																																																												
東 京 区	東京都	5																																																												
北 陸 区	新潟県・富山県・石川県・福井県	1																																																												
中 部 区	岐阜県・静岡県・愛知県・三重県	1																																																												
近 畿 区	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	2																																																												
選挙区名称	選挙区域	定数																																																												
北 海 道 区	北海道	1																																																												
東 北 区	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	1																																																												
関東甲信区	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・神奈川県・山梨県・長野県	2																																																												
東 京 区	東京都	4																																																												
北 陸 区	新潟県・富山県・石川県・福井県	1																																																												
中 部 区	岐阜県・静岡県・愛知県・三重県	1																																																												
近 畿 区	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	2																																																												

現行規程			改正案			備 考
中 国 区	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県	1	中 国 区	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県	1	
四 国 区	徳島県・香川県・愛媛県・高知県	1	四 国 区	徳島県・香川県・愛媛県・高知県	1	
九州・沖縄区	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・ 鹿児島県・沖縄県	1	九州・沖縄区	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・ 鹿児島県・沖縄県	1	
附 則（平成 25 年 1 月 22 日一部改正） この改正は、平成 25 年 1 月 22 日よりこれを施行する。 附 則（平成 26 年 12 月 16 日一部改正） この改正は、平成 26 年 12 月 16 日よりこれを施行する。			附 則（平成 年 月 日 一部改正） この改正は、平成 年 月 日からこれを適用する。			